

群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金融資実施要領

（目 的）

第1条 この実施要領は、群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金融資要綱（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため、事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（対象設備等）

第2条 要綱第4条に規定する対象設備等の要件は、別表に定める。

（融資の申込）

第3条 要綱第6条の規定により融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、対象設備等の購入又は設置工事の着手前に、金融機関で定める所定の申込書のほか、融資認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次の確認事項を証明する書類を添えて、金融機関に提出するものとする。

* 確認事項を証明する書類

- 1 工事契約書又は見積書等の写し（経費の内訳が分かるもの）
- 2 設計書又は仕様書等の写し（製品名・型式、太陽光発電設備については公称最大出力、蓄電池については蓄電容量及び定格出力が分かるもの）
- 3 申込者が導入場所に居住していることを証明する公的書類（申込日からおおむね3ヶ月以内に発行された住民票、運転免許証又は国民健康保険証の写し等）
なお、転入等の理由により、申請時の住所と対象設備等の設置場所の住所が異なる場合は、完了報告時に提出すること。
- 4 県税納税証明書（県税に滞納がないことを証明する書類）
- 5 別記様式「誓約書」
- 6 太陽光発電設備を同時に設置せずEV等、家庭用蓄電池又はV2H設備を導入する場合は、電力会社が承諾した受給契約に対して発行される書類又は電力会社が発行する太陽光発電設備の発電出力が分かるもの（購入電力量のお知らせ等）

（融資の審査）

第4条 金融機関は、認定申請書を受付したときは、融資の適否について審査し、適格と認められたものについては、認定申請書に前条で定める確認事項を証明する書類を添えて知事に提出するものとする。

（融資の認定）

第5条 知事は、前条の規定による認定申請書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるものについては、申込者及び金融機関に融資認定通知書（様式第2号及び第3号。以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。

(融資額の変更)

第6条 申込者は、認定通知書を受けた後、融資額を変更しようとする場合は、融資認定変更申請書(様式第4号。以下「認定変更申請書」という。)に関係書類を添えて、金融機関に提出するものとする。

2 第4条及び前条の規定は、融資額の変更について準用する。

(認定の取消し)

第7条 申込者は、認定通知書を受けた後、融資を受けることを取りやめようとするときは、融資認定取消申請書(様式第5号。以下「認定取消申請書」という。)を、金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、認定取消申請書の送付を受けたときは、融資認定取消通知書(様式第6号及び第6号の2)を申込者及び金融機関に通知するものとする。

(融資の実行及び報告書の提出)

第8条 申込者は、対象設備等の導入が完了したときは、群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金工事完了報告書(様式第7号又は第7号の2。以下「完了報告書」という。)に関係書類を添えて金融機関に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、本制度融資を行ったときは、群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金融資実行報告書(様式第8号。以下「実行報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(貸付け)

第9条 知事は、金融機関が要綱第8条の規定により融資を実行したときは、実行報告書に基づき、当該金融機関に県の資金を預託するものとする。ただし、金融機関が要綱及びこの要領に基づく規定に違反して本制度融資を実行したときは、預託を行わないことができる。

2 第1項に規定する預託について、預託期間は預託を行った年度の最終金融機関営業日までとし、預託利率は無利子とする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則(平成28年5月18日環エネ第35-2号)

(施行期日)

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日環エネ第35-29号一部改正)

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日環エネ第 35－8 号一部改正）
（施行期日）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日気対第 35－1 号一部改正）
（施行期日）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日気対第 35－1 号一部改正）
（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日気対第 35－7 号一部改正）
（施行期日）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 29 日 G I 第 35－7 号一部改正）
（施行期日）

この要領は、令和 4 年 8 月 29 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日 G I 第 35－11 号一部改正）
（施行期日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日 G I 第 35－10003 号一部改正）
（施行期日）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日 G I 第 35－21 号一部改正）
（施行期日）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

実施要領第2条に定める要件

設備種別	要件
太陽光発電設備	1 原則、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の規定に基づく太陽光発電設備の認定を受けるもので、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの。 2 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値いずれか一方が、1 kW以上10 kW未満の設備であること。 3 この設備を設置する時点で、未使用品であること。 4 電力会社と太陽光発電に係る電力受給契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれるものであること。 5 この設備により発電した電力が、住宅の住居部分において消費されるもの。
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車※ 〔以下「EV等」という〕	1 経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象車両【注1】として登録されている給電機能【注2】を有する電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。 2 この設備を導入する時点で、未使用品であること。 【注1】一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ (http://www.cev-pc.or.jp/) で確認できます。 【注2】給電機能とは、外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる機能をいう。
家庭用蓄電池※	1 定置用リチウムイオン蓄電池で、蓄電池部と電力変換装置がシステムとして一体的に構成されているもの。 2 蓄電容量が1 kWh以上で、定格出力が500W以上の設備であること。 3 この設備を設置する時点で、未使用品であること。 4 太陽光発電設備と連携することで、太陽光発電による電力を充電することが可能で、放電した電力が住宅の住居部分において消費されるもの。
電動自動車の蓄電池を家庭用電源に変換する設備※ 〔以下「V2H設備」という〕	1 経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象機器【注】として登録されている又は当該システムと同等以上の性能を有すること。 2 この設備を設置する時点で、未使用品であること。 【注】一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ (http://www.cev-pc.or.jp/) で確認できます。

※太陽光発電設備を同時に設置しない場合は、対象設備等を導入する住宅に太陽光発電設備が設置されており、かつ、太陽光発電設備と連携できることを要件とする。既存の太陽光発電設備についても、別表に記載している要件に基づくものとする。